

入札説明書類

件名：霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式

令和7年5月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和7年6月18日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和7年6月25日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年6月26日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和7年6月26日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年6月27日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式」に係わる入札公告（令和7年5月28日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：契約締結日 至：令和8年3月31日
- (4) 工事場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付 ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域における「建設工事」の解体のA等級～C等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該工事を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
 - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(納付が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年6月18日(水)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 筑波総務課 ybaba@nibn.go.jp
sisobe@nibn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年6月25日(水)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①厚生労働省関東甲信越地域における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

(3) 入札書

提出期限は令和7年6月26日(木)17時00分(郵送の場合も同様)
詳細は下記6を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年6月26日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年6月27日)に開札会場へ持参すること。

5. 業務実施場所の現場説明会

(1) 現場説明会の実施

本入札に係る各業務の実施場所の現場説明会を次のとおり実施するので、参加を希望する場合は、事前に連絡すること。

令和7年6月13日（金） 14:00から15:00まで

2) 現場説明会の連絡先

下記6(1)の問い合わせ先に連絡すること。

6 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

筑波総務課

電話：029-837-2054

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年6月27日開札 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年6月27日開札 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年6月27日(金) 14時00分
茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター
共同利用管理棟セミナー室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

霊長類医科学研究センター第5棟解体工事特記仕様書

1. 件名

霊長類医科学研究センター第5棟解体工事

2. 工事の目的

霊長類医科学研究センター第5棟は、かつて感染症実験施設であったが、新しい感染症実験施設である第8棟建設後に業務をそちらで実施することとし燻蒸の後稼働を停止している。

隣接する機械棟が昭和52年に建設され、竣工から40年以上経過し、建物、機械設備等の老朽化が著しく、現在は故障の都度応急的な修理を行い稼働しているところ、第5棟を解体し新機械棟の建設用地を確保することを目的とする。

3. 工事の場所

- (1) 事業所名 霊長類医科学研究センター
(2) 所在地 茨城県つくば市八幡台1-1

4. 履行期限 令和8年3月31日

5. 工事概要

- ①解体対象建築物：第5棟、1階：元感染症実験施設(閉鎖中) ※一部停電中
シャワー室棟併設(解体対象に含む)
2階：機械室
床下に ISS あり。高さ 1.8m 前後、開口部あり
屋上：空調室外機等
外壁、機械室内壁、実験施設内部にアスベストあり。
昭和53年竣工
建築面積：1296.61 m² 延床面積：1647.61 m²
北西部隣接部に形質変更時要届出区域あり、掘削する場合事前に届出が必要
- ②解体工事にあたり、石綿障害予防規則その他法令上必要な調査の実施を含む。
- ③詳細については、別紙1及び別紙2を参照。
- ④別途、電気配線・拡声設備・自動火災報知機の盛替工事を並行して行う予定である。
- また、土壤汚染対策法に関する調査についても別途並行して行う予定である。

■共通事項

1. 適用事項

特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の建築物解体工事共通仕様書 令和4年版による。

2. 一般共通事項

○工事の着手に際し、事前調査を行った上、必要な場所に適切な仮設養生を実施すること。
万一、既設工作物・設備等を汚損・損傷した場合は、速やかに担当者に申し出て工事受注者の負担で復旧すること。

なお、現場事務所等を設置する場合は、着手前に仮設施工計画書を提出し、担当者の承諾をもって設置すること。

○本工事施工に際し、工事内容ごとに予め施工計画書を提出し担当者の承諾を得ること。

○解体材、発生材は場外処分（当該解体工事最中の再利用は可能とする）とし、関係法令に従って適切におこなうこと。

○工事施工に当っては、低騒音・低振動型の建設機械及び工具を使用するよう努力する。

○本工事に使用する機材等は、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また、JIS・JAS マークの表示のない材料を使用する場合、その製造者は、次の項目を満たす証明となる資料を提出すること。

- (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- (3) 安定的な供給が可能であること。
- (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。
- (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

○調査について、国、自治体あるいはそれらから委託を受けた調査機関より、解体に関連し新規調査あるいは追加調査を求められた場合、実施するものとする。

○工事完成時の提出図書等は以下のとおりとする。

- ・完成図（施工図含む）
A3 アルバム製本 2部
作業前、作業中、作業後等の写真を添付すること。

3. その他の事項

- (1) 受注者は、契約書、仕様書に基づき誠実に履行すること。
- (2) 本件対象の解体を行い、次の工事を正常に施工可能とするために必要な作業を行うこと。そのために発生する運賃、撤去、据付費、処分費等の経費はすべて入札金額に含めること。
- (3) 本概要に明記なき事項については、監督職員の指示にしたがうこと。

以上

Table with 4 main columns: 第1章 一般共通事項, 第2章 仮設工事, 第3章 解体施工, 第4章 建設廃棄物の処理. Each column contains detailed project specifications, safety measures, and construction methods.

Table with 4 main columns: 第5章 特別管理産業廃棄物等の処理等, 第6章 石綿含有物建材の除去及び処理, 第7章 特殊な建設副産物の処理, 第8章 建設副産物の処理. This section details the handling and disposal of special waste, asbestos, and construction by-products.

Table with 4 main columns: 第9章 建設副産物の処理, 第10章 建設副産物の処理, 第11章 建設副産物の処理, 第12章 建設副産物の処理. This section continues with detailed procedures for the management and disposal of various types of construction by-products.

Footer area containing the company logo for SHOWA SEKKEI (株式会社 昭和設計), project name '豊長類医学研究センター機械棟更新その他工事', and other administrative information.

特記仕様書

I、工事概要

- 1, 工事場所 建築工事 特記仕様書による。
- 2, 敷地面積 建築工事 特記仕様書による。
- 3, 建物概要 建築工事 特記仕様書による。
- 4, 工事種目 第5棟検査棟 機械設備 解体一式
屋外 機械設備 解体一式

II、工事仕様

1, 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」（以下「改修工事標準仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の「公共建築設備標準図（機械設備工事編）令和4年版」（以下「標準図」という。）による

2, 特記仕様

(1) 一般共通事項 (●印のものを適用する。)

●官公署への手続き等 工事の着手、施工にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅延なく行う。

- 貯油槽 廃止届けとする。 ○ ボイラー 廃止届けとする。
- 給水装置 廃止届けとする。 ○ 浄化槽 廃止届けとする。
- 排水設備 廃止届けとする。 ○ 昇降機 廃止届けとする。
- 都市ガス設備 廃止届けとする。

○ 廃酸・廃アルカリ処理 吸引冷凍機、吸引冷水機等の撤去前に臭化リチウム水溶液の抜き取りを行う。ただし、抜き取り費用は（○本工事 ○別途）とする。

○ ダイオキシン類調査 焼却炉等の撤去前に残灰よりサンプリング調査を行い、監督職員に報告する。ただし、サンプリング費用は（○本工事 ○別途）とする。

○ 廃油処理 オイルタンク、サービスタンク、油配管等は撤去前に内部清掃を行う。ただし、内部清掃、洗浄油の回収費用は（○本工事 ○別途）とする。

● 冷媒（フロン類）の回収 冷凍機、パッケージ形空気調和機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第3編2、4、3により適切に行うこと。

ただし、家電リサイクル対象機器は除く。冷媒回収の費用は（●本工事 ○別途）とする。

● 家電リサイクル 対象機器は、ルームエアコンとする。なお、冷媒回収はポンプダウン方式とする。（リサイクル料金は本工事とする。）

○ 汚泥・汚水処理 浄化槽及び排水槽内は汚泥・汚水を汲み取り、内部清掃を行う。ただし、汚泥・汚水・清掃洗浄水の回収費は（○本工事 ○別途）とする。

● アスベスト含有製品処理 ● 本工事

ダクトフランジパッキン及び配管エルボ部保温材の処理方法は、以下による。

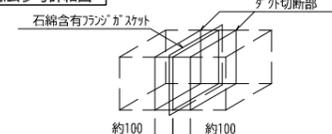
撤去する長方形ダクトのフランジ部、配管のエルボ・チーズ部に含まれる石綿を処分するため、フランジ・エルボ・チーズの前後を切断し、他のダクト・配管とは別に廃棄を行う。

● 配管種別（既設配管）

	配管種別	配管材料
空調	● 冷温水、冷却水	● 配管用炭素鋼管（白）
	● ドレン管	○ 硬質塩化ビニル管（VP） ● 配管用炭素鋼管（白）
	○ 油	○ 配管用炭素鋼管（黒）
	● 蒸気	● 配管用炭素鋼管（黒） ○ 圧力配管用炭素鋼管（黒）
給水	● 冷媒管	● 冷媒用被覆銅管
	● 屋内給水管（上水）	○ 水道用亜鉛メッキ鋼管 ● 塩ビラインニング鋼管（SGP-VA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管
	● 屋内給水管（井水）	○ 水道用亜鉛メッキ鋼管 ● 塩ビラインニング鋼管（SGP-VA） ○ ポリエチレン粉体ライニング鋼管
	● 屋外給水管	○ 水道用硬質塩化ビニル管（VW） ○ ポリエチレン管 ● 塩ビラインニング鋼管（VD）
給湯	● 給湯管	○ 配管用炭素鋼管（白） ● 銅管
	● 汚水管	○ 排水用鑄鉄管 ● 塩ビラインニング鋼管 ○ 鉛管
	● 雑排水管	● 配管用炭素鋼管（白）
	● 通気管	● 配管用炭素鋼管（白）
排水	● 特殊排水	● ビニル管（VP）
	● 屋外排水管	○ コンクリート管 ● ビニル管（VP）
	● 消火管	● 配管用炭素鋼管（白）
	● 屋内ガス管	● 配管用炭素鋼管（白）
ガス	● 屋外ガス管	● ガス用ポリエチレン管 ○ 配管用炭素鋼管（白）

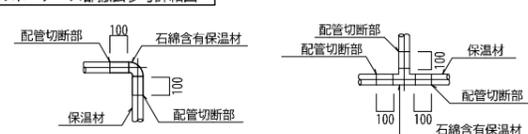
- ダクト種別 ● 亜鉛鉄板 ○ 鋼板製 ● ステンレス製
- 保温種別 ● ロックウール保温材 ● グラスウール保温材 ● ポリスチレンフォーム保温材 ● 化粧ケース（樹脂製）
- 衛生器具 ● 陶器製 ○ SUS製

ダクトフランジ部撤去参考詳細図



1. ダクトの切断に当たり飛散防止処置として、フランジ部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼りを行う。行い、もう片側の切断を行う。
2. フランジ部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。
3. ダクト片側の切断終了後、フランジ部内部を外側同様、飛散防止処置として飛散抑制剤の塗布又はテープ貼りを行い、もう片側の切断を行う。
4. 切断したフランジ付ダクトは、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

配管エルボ・チーズ部撤去参考詳細図



1. 配管の切断に当たり飛散防止処置として、保温材を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼りを行う。
2. 保温材部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。
3. 切断した保温付配管は、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

石綿含有設備資材撤去リスト

種類	寸法	箇所	備考
空調ダクト	200 x 150	16	
	200 x 200	12	
	250 x 150	7	
	250 x 200	6	
	250 x 250	5	
	300 x 150	6	
	300 x 200	31	
	300 x 250	8	
	300 x 300	17	
	350 x 200	9	
	350 x 250	6	
	350 x 300	20	
	400 x 200	11	
	400 x 250	3	
	400 x 300	13	
	400 x 400	10	
	450 x 200	38	
	450 x 250	6	
	450 x 300	5	
	450 x 350	2	
	450 x 400	12	
	480 x 720	2	
	500 x 150	1	
	500 x 250	15	
	500 x 300	11	
	500 x 400	10	
	500 x 500	10	
	550 x 200	15	
	550 x 250	2	
	550 x 350	3	
	550 x 400	5	
	600 x 200	6	
	600 x 250	3	
650 x 200	2		
650 x 250	7		
650 x 300	5		
650 x 350	3		
650 x 400	10		
700 x 250	4		
700 x 300	3		
700 x 350	4		
700 x 400	1		
700 x 500	6		
750 x 300	1		
750 x 350	2		
800 x 400	4		
800 x 450	7		
800 x 650	14		
800 x 700	8		
800 x 750	4		
850 x 250	3		
850 x 300	8		
850 x 350	2		
850 x 550	5		
900 x 550	2		
900 x 1,200	2		
1,000 x 400	5		
1,000 x 800	1		
1,100 x 400	2		
1,200 x 550	1		
1,200 x 600	2		
1,250 x 550	10		
1,250 x 1,100	2		
1,700 x 400	1		
2,500 x 1,500	2		
換気ダクト	150 x 150	33	
	200 x 150	19	
	200 x 200	120	
	250 x 200	17	
	250 x 250	115	
	300 x 100	1	
	300 x 150	2	
	300 x 200	15	
	300 x 250	34	
	300 x 300	37	
	350 x 150	9	

種類	寸法	箇所	備考
ダンパー VD/MD	350 x 250	25	
	350 x 350	6	
	400 x 200	3	
	400 x 300	59	
	400 x 350	7	
	400 x 400	3	
	450 x 200	7	
	450 x 250	2	
	450 x 300	5	
	450 x 350	11	
	450 x 400	14	
	450 x 450	9	
	500 x 200	2	
	500 x 250	8	
	500 x 300	10	
	500 x 400	3	
	500 x 500	5	
	500 x 600	4	
	540 x 450	4	
	550 x 450	1	
	550 x 500	18	
	600 x 250	2	
	600 x 300	3	
	600 x 350	19	
	600 x 450	5	
	600 x 500	4	
	600 x 600	3	
	650 x 250	25	
	650 x 300	8	
	650 x 400	3	
	650 x 500	2	
	700 x 400	3	
	700 x 600	1	
	750 x 700	2	
	800 x 300	3	
	800 x 350	5	
	800 x 400	9	
	800 x 500	7	
	800 x 600	6	
	850 x 450	2	
	900 x 250	1	
	900 x 400	8	
	900 x 450	18	
	900 x 500	2	
	900 x 600	1	
	900 x 900	6	
	950 x 950	1	
1,000 x 450	2		
1,000 x 700	8		
1,075 x 750	1		
1,100 x 400	2		
1,100 x 450	7		
1,200 x 500	3		
1,200 x 600	23		
1,200 x 700	2		
1,250 x 550	14		
1,500 x 750	2		
1,550 x 1,250	1		
1,550 x 1,550	1		
1,600 x 250	1		
1,700 x 550	3		
2,200 x 1,500	1		
2,300 x 1,150	1		
2,500 x 2,100	1		
2,550 x 1,050	1		
ダンパー VD/MD	150 x 150	60	
	200 x 150	4	
	200 x 200	5	
	250 x 200	3	
	250 x 250	3	
	300 x 200	3	
	350 x 250	2	
	350 x 150	1	
	350 x 550	2	
	350 x 200	2	
	350 x 250	1	

種類	寸法	箇所	備考	
ダンパー FD	400 x 400	4		
	450 x 200	7		
	450 x 250	1		
	450 x 300	1		
	450 x 400	1		
	450 x 450	5		
	450 x 500	1		
	500 x 250	1		
	500 x 300	1		
	500 x 500	1		
	550 x 200	2		
	550 x 550	1		
	600 x 250	1		
	650 x 200	2		
	650 x 250	2		
	650 x 300	1		
	700 x 300	1		
	700 x 400	1		
	800 x 400	1		
	800 x 450	1		
	850 x 300	1		
850 x 450	1			
950 x 400	1			
950 x 950	4			
1,100 x 450	1			
1,200 x 450	1			
1,200 x 600	3			
1,200 x 700	3			
1,500 x 550	2			
2,500 x 1,500	1			
2,500 x 1,800	1			
冷水管	80A	-	1	
	100A	6	6	
	冷温水管	65A	4	7
		80A	21	11
		100A	29	15
		125A	9	
		150A	3	
	蒸気管	65A	36	18
		80A	9	3
		100A	23	8
	給水管	125A	10	7
150A		8	1	
給湯管	80A	9	10	
	100A	3	4	
給湯管	65A	17	2	
	80A	26	2	

建築物解体工事共通仕様書

令和4年版

令和4年3月23日 国営建技第11号
最終改定 令和4年5月10日 国営建技第1号

この共通仕様書は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

- 1 章 各章共通事項
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 工事関係図書
 - 3 節 工事現場管理
 - 4 節 石綿含有建材の調査
 - 5 節 施工調査
 - 6 節 施工
 - 7 節 工事検査及び技術検査
- 2 章 仮設工事
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 騒音、粉じん、足場等
 - 3 節 仮設物
 - 4 節 山留め
- 3 章 解体施工
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 事前措置
 - 3 節 建築物の解体順序及び方法
 - 4 節 建築設備
 - 5 節 内装材
 - 6 節 屋根葺材等
 - 7 節 外装材
 - 8 節 躯体
 - 9 節 基礎及び杭
 - 10 節 工作物（建築物以外のもの）
 - 11 節 構内舗装、樹木等
 - 12 節 地下埋設物及び埋設配管
 - 13 節 解体後の整地
- 4 章 建設廃棄物の処理
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 建設廃棄物の保管
 - 3 節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託
 - 4 節 再資源化等及び最終処分
 - 5 節 処理に注意を要する建設廃棄物
- 5 章 特別管理産業廃棄物の処理
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 特別管理産業廃棄物の保管
 - 3 節 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託
 - 4 節 特別管理産業廃棄物の処理等
- 6 章 石綿含有建材の除去及び処理
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 除去工事共通事項
 - 3 節 石綿含有吹付け材の除去

- 4 節 石綿含有保温材等の除去
- 5 節 石綿含有成形板等の除去
- 6 節 石綿含有仕上塗材の除去

- 7 章 特殊な建設副産物の処理
 - 1 節 共通事項
 - 2 節 特殊な建設副産物の保管
 - 3 節 特殊な建設副産物の処理等

建築物解体工事共通仕様書 令和4年版

1章 各章共通事項

1節 共通事項

1.1.1 一般事項

(1) 適用範囲

建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、建築物等の解体工事に適用する。

(2) 受注者は、設計図書（別冊の図面、解体共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

(3) 解体共通仕様書の適用

(ア) 解体共通仕様書の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。

(イ) 解体共通仕様書の2章以降の各章において、共通事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。

(4) 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は1.1.8による。

(ア) 質問回答書（(イ)から(オ)に対するもの）

(イ) 現場説明書

(ウ) 特記仕様書

(エ) 別冊の図面

(オ) 解体共通仕様書

1.1.2 用語の定義

解体共通仕様書用語の意義は、次による。

なお、3章以降の各章において用いる用語の意義は、その章の用語の定義の項による。

(ア) 「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。

(イ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

(ウ) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。

(エ) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

(オ) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(カ) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、調査結果等について、受注者等から提出された施工管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、「施工管理記録」とは、施工管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

(キ) 「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。

(ク) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

(ケ) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料

を説明し、差し出すことをいう。

- (ロ)「特記」とは、1.1.1(4)の(ア)から(エ)までに指定された事項をいう。
- (ハ)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (ニ)「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (ホ)「J I S」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。
- (ヘ)「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ロ)「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

1.1.3 官公署その他への届出手続等

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.1.4 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- (1) 工事实績情報システム（CORINS）への登録が**特記**された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (ア) 工事受注時 契約締結後10日以内
 - (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
 - (ウ) 工事完成時 工事完成後10日以内

なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。
- (2) 登録後は、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。
 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。
- (2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。

1.1.6 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合
- (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

1.1.10 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.1.11 特許の出願等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等を考案し、これに関する特許の出願等を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。

なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

1.1.13 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

1.2.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書（総合施工計画書等）を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.2.3 工事の記録等

- (1) 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は、**特記**による。
- (2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工管理記録、解体工事状況の工事写真等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 3.2.1 [事前措置] 及び 3.3.1 [解体順序] の各段階における工程の途中及び一工程が完了した場合
 - (ウ) 4.1.2 [建設副産物] (ア)を処理する場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

3節 工事現場管理

1.3.1 施工管理

- (1) 工事に先立ち、当該工事対象建築物、埋設物、周辺状況等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設副産物処理等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。
- (3) 解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。

1.3.2 建設副産物対策等の責任者

次の(ア)から(ウ)の責任者を選任し、適切な業務を行う。

なお、責任者は兼任することができる。

(ア) 建設副産物対策責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。

(イ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

(ウ) 産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

1.3.3 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は**特記**による。
 - (ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主

任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

- (イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
- (3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

1.3.4 工事中の電力設備の保安責任者

- (1) 工事中の電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。
- (2) 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

1.3.5 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。
 - (ア) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (2) 工事中の車両の駐車場所及び資機材の置場所は、**特記**による。
- (3) (1)及び(2)以外の施工条件は、**特記**による。

1.3.6 工事中の安全確保

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年9月2日付け 国土交通省告示第496号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (5) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。
- (6) コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。
- (7) 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。
- (8) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。
 - (ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
 - (イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。

1.3.7 交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

1.3.8 災害等発生時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

1.3.9 施工中の環境保全等

- (1) 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。
- (2) 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

1.3.10 発生材の処理

解体工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。

- (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、**特記**による。**特記**がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有物とする。
なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
- (イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、**特記**による。
なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。
- (ウ) (ア)及び(イ)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。また、4章 [建設廃棄物の処理]、5章 [特別管理産業廃棄物の処理]、6章 [石綿含有建材の除去及び処理] 及び7章 [特殊な建設副産物の処理] により適切に処理する。

4節 石綿含有建材の調査

1.4.1 事前調査

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- (ア) 調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、**特記**による。
- (イ) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は**特記**による。
- (ウ) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

5節 施工調査

1.5.1 施工計画調査

工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。

1.5.2 施工数量調査

- (1) 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は**特記**による。
- (2) 調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

6節 施工

1.6.1 施工

施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書等に基づき行う。

1.6.2 技能士

- (1) 技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、**特記**による。
- (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。
- (3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

1.6.3 施工の確認及び報告

3.2.1 [事前措置] 及び3.3.1 [解体順序] の各段階の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

1.6.4 施工の検査

設計図書に定められた場合又は1.6.3により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。

1.6.5 施工の立会い

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.6.6 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

- (ア) 安全性の確保に有効な工法等の提案
- (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
- (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

7節 工事検査及び技術検査

1.7.1 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.7.2 技術検査

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
 - (ア) 1.7.1の(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。
 - (イ) 工事施工途中における技術検査（中間技術検査）の実施回数及び実施する段階が**特記**された場合は、その実施する段階に到達したとき。
 - (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

2章 仮設工事

1節 共通事項

2.1.1 一般事項

この章は、建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

2.1.2 仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

2節 騒音、粉じん、足場等

2.2.1 騒音・粉じん等の対策

(1) 騒音・粉じん等の対策は、次の(ア)から(ウ)までにより、適用は**特記**による。**特記**がなければ、(ア)による。

なお、シート類は防炎処理されたものとする。

(ア) 防音パネルは、隙間なく取り付ける。

(イ) 防音シートは、重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。

(ウ) 養生シート等は、隙間なく取り付ける。

(2) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等は、**特記**による。足場等は、防音パネル等の取付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(3) ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、常時散水を行う。

(4) 3.8.2[躯体の解体](3)(ウ)の「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

2.2.2 足場等

(1) 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

(2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

(3) 屋根等での作業における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

(4) 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させる。

3節 仮設物

2.3.1 監督職員事務所等

(1) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、**特記**による。

(2) 監督職員事務所の設備、備品等

(ア) 監督職員事務所に設ける設備は、監督職員と協議する。

(イ) 監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、**特記**による。

(ウ) 監督職員事務所の光熱水費、通信費、消耗品等は、受注者の負担とする。

(3) 仮設物等の設置は、関係法令等に基づき行う。

なお、作業員宿舎は、工事現場内に設けない。

(4) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

(5) 工事完成までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

4 節 山留め

2.4.1 山留めの設置

- (1) 山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、安全に設置する。
- (2) 山留めは、地盤の過大な変形や崩壊を防止できるものとし、地盤調査報告書、工事現場の土質状況等を総合的に判断し、適切な構造計算を行い、所定の耐力を有するものとする。

2.4.2 山留めの管理

山留め設置期間中は、常に周辺地盤、山留めの状態を点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。

2.4.3 山留めの撤去

山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認した後、慎重に行い、鋼材等の抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる。

3章 解体施工

1節 共通事項

3.1.1 一般事項

この章は、建築物等の解体施工に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

3.1.2 用語の定義

この章における用語の意義は、次による。

- (ア) 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体することをいう。
- (イ) 「破砕解体」とは、圧砕機、ブレーカー等により、躯体を破砕して解体することをいう。
- (ウ) 「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体することをいう。
- (エ) 「部材解体」とは、カッター、ワイヤソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体することをいう。
- (オ) 「自立状態」とは、柱、壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態をいう。

3.1.3 施工計画調査

解体施工に係る施工計画調査は、次による。

- (ア) 解体等の施工計画作成に係る調査
- (イ) 構造的安全性等に係る次の(a)から(d)までの調査
 - (a) 重機、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び梁の強度等の構造計算による確認
 - (b) 異種構造接合部の状況調査
 - (c) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査
 - (d) カーテンウォール取付け状況等の調査

3.1.4 有害物質を含む材料の処理

解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、監督職員と協議する。

2節 事前措置

3.2.1 事前措置

建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。

- (ア) 特別管理産業廃棄物は、5章[特別管理産業廃棄物の処理]による処理を行う。
- (イ) 石綿含有建材は、6章[石綿含有建材の除去及び処理]による処理を行う。
- (ウ) 特殊な建設副産物は、7章[特殊な建設副産物の処理]による処理を行う。
- (エ) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス、電力及び通信の供給が停止していることを確認する。
 - なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(a)及び(b)による。
 - (a) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとし、止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置を明確にし、記録を監督職員に提出する。
 - (b) 工事に支障となる配管、配線等の切回しが必要な場合は、監督職員と協議する。
- (オ) 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。
- (カ) 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議のうえ、駆除等を行う。

- (キ) 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。
- (ク) 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故を防止する。
- (ケ) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。
- (コ) 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等は、事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行うものとし、適用は、**特記**による。
 なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
- (カ) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前に回収し、洗浄等の措置を行うものとし、適用は、**特記**による。ただし、廃油は、5.4.1[特別管理産業廃棄物の処理等](4)により、処理する。
 なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

3節 建築物の解体順序及び方法

3.3.1 解体順序

解体は、3.2.1の事前措置を行った後、建設リサイクル法に基づき、次の(ア)から(ウ)までに示す順序による。ただし、これにより難しい場合は順序を変更し、監督職員に報告する。

- (ア) 建築物
 - (a) 建築設備及び内装材の取外し
 - (b) 屋根葺材等の取外し
 - (c) 外装材の取壊し
 - (d) 躯体の取壊し
 - (e) 基礎及び杭の取壊し
- (イ) 工作物(建築物以外のもの)
 - (a) さく、照明設備等の附属物の取外し
 - (b) 工作物のうち基礎以外の部分の取壊し
 - (c) 基礎及び杭の取壊し
- (ウ) その他
 - (a) 構内舗装等の取壊し
 - (b) 地下埋設物及び埋設配管の取壊し

3.3.2 解体方法

- (1) 解体の方法は、次のいずれかとする。
 - (ア) 手作業
 - (イ) 手作業及び機械による作業
- (2) 3.3.1の解体順序のうち(ア)の(a)及び(b)並びに(イ)(a)の解体方法は、手作業とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。

4節 建築設備

3.4.1 建築設備

- (1) 電気設備は、次の(ア)から(キ)までの種類ごとに分別解体する。
 - (ア) 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
 - (イ) 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
 - (ウ) 機器類
 - (エ) 断熱材
 - (オ) 配管類

- (カ) 電線及びケーブル類
- (キ) その他の電気設備
- (2) 機械設備は、次の(ア)から(カ)までの種類ごとに分別解体する。
 - (ア) 配管及びダクト
 - (イ) 機器類
 - (ウ) 保温材
 - (エ) ユニットバス等
 - (オ) 衛生陶器類
 - (カ) その他の機械設備

5節 内装材

3.5.1 内装材

内装材は、次の(ア)から(カ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) 木材
 - なお、CCA処理木材の処理方法は、4.5.1 [処理に注意を要する建設廃棄物] (ア)による。
- (イ) 鋼製建具、アルミニウム製建具、ステンレス製建具等
- (ウ) せっこうボード
 - なお、せっこうボードの処理方法は、4.5.1 [処理に注意を要する建設廃棄物] (イ)による。
- (エ) ALCパネル
- (オ) 壁、天井材等の軽量鉄骨下地等
- (カ) その他の内装材等

6節 屋根葺材等

3.6.1 屋根葺材

- (1) 屋根葺材等は、次の(ア)から(エ)までの種類ごとに分別解体する。
 - (ア) 長尺金属板、折板等
 - (イ) 粘土瓦、セメント瓦等
 - (ウ) 屋根葺材等の金属下地等
 - (エ) その他の屋根葺材等
- (2) 屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

3.6.2 屋根防水

屋根防水材等は、次の(ア)から(オ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) 防水層保護のコンクリート
- (イ) れんが等
- (ウ) 断熱材等
- (エ) アスファルト防水材
- (オ) その他の防水材等

7節 外装材

3.7.1 外装材

外装材は、次の(ア)から(ク)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) ALCパネル
- (イ) 押出成形セメント板

- (ウ) メタルカーテンウォール
- (エ) PCカーテンウォール
- (オ) ガラスカーテンウォール
- (カ) ガラス
- (キ) 建具
- (ク) その他の外装材

なお、外装材等の取壊しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

8節 躯体

3.8.1 躯体

躯体は、次の(ア)から(オ)までの種類ごとに分別解体する。

- (ア) コンクリート
- (イ) 鉄筋
- (ウ) 鉄骨
- (エ) 木材
- (オ) その他の構造材

3.8.2 躯体の解体

- (1) 解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が判明した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。
- (2) 解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床、梁又は地盤等に適切な補強を行い、安全性を確保する。
- (3) 解体工法は、次による。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
 - (ア) 階上からの作業による破砕解体は、次による。
 - (a) 解体は上階から順に、1層ごとに解体する。
 - (b) 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等を集中させない。
 - (イ) 躯体の地上外周部の解体は、次による。
 - (a) 片持梁等の張出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。張出し部分を先行して解体するか又は適切な支持等を行う。
 - (b) 外周部を自立状態とする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
 - (ウ) 地上外周部の転倒解体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。

なお、転倒解体部分（以下「転倒体」という。）の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たり、事前に転倒防止措置を講ずる。

 - (a) 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全を確保する。
 - (b) 高さは1層分以下とする。
 - (c) 転倒体は、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - (エ) 部材解体等による場合は、次による。
 - (a) 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い、切り離す。
 - (b) 切り離した部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
 - (オ) 地下階、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。
- (4) 異種構造、増改築部等を解体する場合は、接合部の強度等に十分注意し、安全を確保する。

9節 基礎及び杭

3.9.1 基礎等

- (1) 基礎等は、騒音、振動等に配慮し、分別解体する。
- (2) 解体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。山留めを設ける場合は、2章4節[山留め]による。
- (3) 解体箇所に近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破損のおそれのある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。

3.9.2 杭

杭の処理は、特記による。

10節 工作物(建築物以外のもの)

3.10.1 さく、照明設備等の附属物

- (1) さく、照明設備等の附属物の解体は、特記による。
- (2) さく、照明設備等の附属物は、分別解体する。
- (3) 基礎及び杭の取壊しは、9節による。

11節 構内舗装、樹木等

3.11.1 構内舗装、樹木等

- (1) アスファルトコンクリート、コンクリート等は、分別解体する。
- (2) 樹木等の伐採抜根及び移植は、特記による。

12節 地下埋設物及び埋設配管

3.12.1 地下埋設物及び埋設配管

- (1) 地下埋設物及び埋設配管の解体は、特記による。
- (2) 地下埋設物及び埋設配管は、分別解体する。

13節 解体後の整地

3.13.1 埋戻し、盛土及び地均し

- (1) 解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。
- (2) 解体後の敷地は、地均しを行う。

4章 建設廃棄物の処理

1節 共通事項

4.1.1 一般事項

この章は、解体工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、産業廃棄物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

なお、特別管理産業廃棄物は5章[特別管理産業廃棄物の処理]、石綿含有建材は6章[石綿含有建材の除去及び処理]、特殊な建設副産物は7章[特殊な建設副産物の処理]による。

4.1.2 用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次による。

- (ア)「建設副産物」とは、解体工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (イ)「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法の規定に該当するものをいう。
- (ウ)「再資源化」とは、建設リサイクル法に基づく再資源化のうち、運搬を除くものをいう。
- (エ)「縮減」とは、建設リサイクル法に基づく縮減をいう。
- (オ)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (カ)「処理」とは、保管、収集運搬及び処分をいう。
- (キ)「処分」とは、中間処理、再資源化及び最終処分をいう。
- (ク)「中間処理」とは、最終処分又は再生利用するために行う破碎、焼却、溶融等の処理をいう。
- (ケ)「最終処分」とは、廃棄物処理法に基づく最終処分のうち、再生を除くものをいう。
- (コ)「中間処理施設」とは、中間処理をするための施設をいう。
- (サ)「再資源化施設」とは、再資源化等をするための施設をいう。
- (シ)「最終処分場」とは、安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場をいう。
- (ス)「マニフェスト」とは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票をいう。

4.1.3 施工計画調査

建設廃棄物に応じて、収集運搬業者、処分業者、中間処理施設、再資源化施設、最終処分場、処分条件等を調査する。

4.1.4 建設廃棄物の処理計画

建設廃棄物の処理に先立ち、4.1.3の調査に基づき、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2[施工計画書](1)による施工計画書に記載する。

なお、処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。

2節 建設廃棄物の保管

4.2.1 建設廃棄物の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たり、周辺的生活環境に影響を及ぼさない。また、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、分別した廃棄物の種類ごとに保管する。

3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託

4.3.1 建設廃棄物の運搬、処分等の委託

(1) 建設廃棄物の運搬、処分等の委託契約は、廃棄物処理法に基づき、委託先ごとに、個別に書面で行う。また、運搬又は処分を委託した場合は、建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。

(2) 建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬事業者とする。

なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認

する。

- (3) 建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法に基づく事業許可のある産業廃棄物処理事業者とする。
- (4) 混合廃棄物の処分又は再生の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。
- (5) 建設廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認する。

4.3.2 委託しない場合の処理

- (1) 受注者等が自らその産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法の「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に基づき、実施する。
- (2) 受注者等は、工事現場内でコンクリート塊の破碎等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法の「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に基づくほか、必要に応じて都道府県知事等の許可を得る。

4節 再資源化等及び最終処分

4.4.1 再資源化等

- (1) 再資源化等する場合、建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設は、**特記**による。
- (2) 次の建設廃棄物は、1.3.10 [発生材の処理] (ア)によるものを除き再資源化する。
 - (ア) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物
 - (イ) 金属類
 - (ロ) 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
 - (ハ) 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品
- (3) 次の建設廃棄物を再資源化する場合は、**特記**による。
 - (ア) 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
 - (イ) 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手
 - (ロ) ガラス
- (4) 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する場合は、**特記**による。
- (5) (2)及び(3)により再資源化した場合、再資源化施設の名称、再資源化の方法、数量等を記載した調書を監督職員に提出する。
- (6) 建設廃棄物を再資源化し、現場で使用する場合は、**特記**による。

4.4.2 産業廃棄物広域認定制度

廃棄物処理法の産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理する場合は、**特記**による。

4.4.3 最終処分

最終処分する場合、建設廃棄物の種類及び最終処分場は、**特記**による。

5節 処理に注意を要する建設廃棄物

4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物

処理に注意を要する建設廃棄物の処理は、**特記**による。**特記**がなければ、次により、適用は**特記**による。

- (ア) CCA処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。
 - (イ) せっこうボードの処理方法は、次による。
 - (a) 石綿含有せっこうボードの処理は、6章5節 [石綿含有成形板等の除去] による。
 - (b) ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理は非含有せっこうボードと分別して解体し

た後、解体した材料を製造業者に処分を委託するか、又は、管理型最終処分場で埋立処分するものとし、適用は**特記**による。

(c) (a)及び(b)以外のせっこうボードの処理は次の①又は②により、適用は**特記**による。

① 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ、適切に分別した後、再資源化施設で再資源化する。

② 最終処分する場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。

5章 特別管理産業廃棄物の処理

1節 共通事項

5.1.1 一般事項

この章は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

なお、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）及び石綿含有成形板は、6章[石綿含有建材の除去及び処理]による。

5.1.2 施工計画調査

特別管理産業廃棄物の調査は、次による。

なお、分析調査は特記による。

(ア) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

(イ) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。

(ウ) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。

5.1.3 特別管理産業廃棄物の処理計画

特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2[施工計画書](1)による施工計画書に記載する。

2節 特別管理産業廃棄物の保管

5.2.1 特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物は、工事現場内に保管しない。また、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、種類を表示し雨水の掛からない場所に保管する。

3節 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託

5.3.1 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託

(1) 特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき、委託先ごとに個別に書面で行う。

なお、運搬及び処分を委託した場合は、特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、最終処分までの処理が適正に行われるための必要な措置を講ずる。

(2) 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物の取扱いに当たり注意すべき事項を書面で通知する。

(3) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。

なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。

(4) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。

(5) 特別管理産業廃棄物の処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認する。

4 節 特別管理産業廃棄物の処理等

5.4.1 特別管理産業廃棄物の処理等

特別管理産業廃棄物の処理等は、**特記**による。**特記**がなければ、次による。

- (1) 廃石綿等の処理は、6章〔石綿含有建材の除去及び処理〕による。
- (2) PCBを含む機器類の処理は、次による。
 - (ア) 微量PCBの分析調査は、**特記**による。
 - (イ) PCBを含む機器類の処理に当たり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の関係法令等に基づき、PCBの飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
 - (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。
- (3) PCB含有シーリング材の処理は、次による。
 - (ア) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、**特記**による。
 - (イ) PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
 - (ウ) 引渡しに当たり、調書を作成して、監督職員に提出する。
- (4) 廃油の処理は、次による。
 - (ア) オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、関係法令等に基づき、抜取りし、5.3.1により焼却処分又は中間処理施設で再生処理とし、適用は**特記**による。
 - (イ) 廃油の抜取りに当たり、養生を行い土壌への汚染を防止する。
- (5) 廃酸・廃アルカリの処理は、次による。

鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液等並びに吸収冷凍機、直だき吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等は、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、5.3.1により中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理とし、適用は**特記**による。
- (6) ダイオキシン類の処理は、次による。
 - (ア) サンプル調査の適用は、**特記**による。
 - (イ) 廃棄物の焼却施設の解体に当たり、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け 厚生労働省基発第401号の2）等関係法令に基づき、解体方法及び処分方法は、**特記**による。

6章 石綿含有建材の除去及び処理

1節 共通事項

6.1.1 一般事項

この章は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

6.1.2 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。

6.1.3 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、**特記**による。

2節 除去工事共通事項

6.2.1 専門工事業者

石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

6.2.2 石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

6.2.3 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

6.2.4 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

6.2.5 施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

6.2.6 表示及び掲示

表示及び掲示は、次による。

- (ア) 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- (イ) 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について(平成17年8月2日 基安発第0802001号)」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- (ウ) 石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。
- (エ) 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。

6.2.7 石綿を保管する容器等への表示

石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。

6.2.8 保護具等

保護具等は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
- (イ) 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。

6.2.9 保護衣及び作業衣

保護衣及び作業衣は、次による。

- (ア) 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。
- (イ) 保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、使い捨てとする。
- (ウ) 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

3節 石綿含有吹付け材の除去

6.3.1 作業場の隔離等

石綿含有吹付け材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。

- (ア) 壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。
 なお、隔離シートの厚さは、壁面は0.08mm以上のものを1重、床面は0.15mm以上のものを2重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。
- (イ) 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した3室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。
- (ウ) 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
- (エ) 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
- (オ) 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
- (カ) 作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。
- (キ) その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
- (ク) 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。

6.3.2 工法

- (1) 石綿含有吹付け材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付け材を粉じん

飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。

(2) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。

なお、石綿含有吹付け材の飛散防止措置は、湿潤化又は固化とし、**特記**による。**特記**がなければ、湿潤化とする。

(7) 除去作業場所において、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固化していることを確認する。

(4) 前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。

(ウ) 前室又は洗身室で、さらに、厚さが0.15mm以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

6.3.3 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等

除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。

(7) 石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。

なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。

(イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。

なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

(ウ) 石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。

(エ) 石綿含有吹付け材等の処分は次の(a)又は(b)により、処分方法は**特記**による。

(a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

(b) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

6.3.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

(7) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

(イ) (7)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。

(ウ) 隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。

(エ) 隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中へ散布して、石綿を沈降させる。

(オ) 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。

なお、床面の隔離シートの撤去は、(カ)の後、最後に行う。

- (カ) 設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。
- (キ) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。
- (ク) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。
- (ケ) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

4節 石綿含有保温材等の除去

6.4.1 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は**特記**による。

- (ア) 切断又は破砕して除去する場合は、3節による。
- (イ) 原形のまま、手ばらしの場合は、6.4.2から6.4.4までによる。
なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。
- (ウ) 作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

6.4.2 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有保温材等の除去は、6.3.2(1)により、原形のまま、手ばらしで行う。
- (イ) 除去後の処理は、6.3.4(イ)による。
- (ウ) 除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。

6.4.3 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。

6.4.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- (イ) (ア)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
- (ウ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

5節 石綿含有成形板等の除去

6.5.1 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。

なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、**特記**による。

6.5.2 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。
- (イ) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、

粉じんの飛散防止に努める。

- (ウ) 石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。

6.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。

- (ア) 石綿含有成形板等の保管は、次の(イ)によるほか、4.2.1[建設廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、4.3.1[建設廃棄物の運搬、処分等の委託]による。

なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。

- (イ) 石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。

なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

- (ウ) 石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。

- (エ) 石綿含有成形板等の処分は、次による。

(a) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。

(b) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、埋立処分又は中間処理とし、適用は**特記**による。

① 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

② 中間処理の場合は、6.3.3(エ)(b)による。

6.5.4 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、次による。

- (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

- (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。

6節 石綿含有仕上塗材の除去

6.6.1 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去方法は**特記**による。

なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。

6.6.2 作業場の区画

電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

6.6.3 工法

工法は、次による。

- (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。

- (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う

なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。

(ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。

6.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分

除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、6.5.4による。ただし、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。

6.6.5 確認及び後片付け

確認及び後片付けは、6.5.4による。

7章 特殊な建設副産物の処理

1節 共通事項

7.1.1 一般事項

この章は、特殊な建設副産物の処理に適用する。また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

7.1.2 用語の定義

この章における用語の意義は、次による。

「特殊な建設副産物」とは、次の(ア)から(オ)までの法令等によるもの等をいう。

- (ア) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づく特定物質
- (イ) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づく放射性同位元素
- (ウ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガスとして指定された六ふっ化硫黄（SF₆）ガス
- (エ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく第一種特定化学物質として指定されているPFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））
- (オ) 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に基づく特定化学物質

7.1.3 施工計画調査

特殊な建設副産物の調査は、次による。

なお、分析調査は、**特記**による。

- (ア) 特殊な建設副産物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
- (イ) 特殊な建設副産物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
- (ウ) 調査結果は報告書に取りまとめ、監督職員に提出する。

7.1.4 特殊な建設副産物の処理及び処理計画

特殊な建設副産物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2[施工計画書](1)による施工計画書に記載する。

2節 特殊な建設副産物の保管

7.2.1 特殊な建設副産物の保管

特殊な建設副産物は、工事現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し、雨水の掛からない場所とする。

3節 特殊な建設副産物の処理等

7.3.1 特殊な建設副産物の処理等

特定物質の処理等は次により、適用は**特記**による。

- (ア) 冷凍機、パッケージ形空調機等の冷媒の回収は、次による。
 - (a) フロン類を使用している設備機器の有無について事前確認し、報告書を監督職員に提出する。
 - (b) 設備機器に使用されているフロン類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）等関係法令に基づき、登録を受けた回収業者に回収を委託する。
 - (c) (b)で委託した引取証明書の写しを、監督職員に提出する。

- (イ) 建材用断熱材フロンは、焼却による破壊処理が可能な処理施設で適正に処理する。
- (ロ) ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託する。
- (エ) 放射性同位元素を使用しているイオン化式感知器は、放射性同位元素等規制法その他関連法令に基づき、製造業者等に処理を委託する。
- (オ) 六ふっ化硫黄ガス (SF_6) を使用するガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等の受変電機器は、製造業者に処理を委託する。
- (カ) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)) を含む泡消火剤等は、廃棄物処理法に基づき、処理業者に処理を委託する。
- (キ) 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質は、関係法令等に基づき、処理業者に処理を委託する。

収入印紙

貼 付

工 事 請 負 契 約 書

一 工 事 名 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式

二 工事場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター

三 工 期 自 契約締結日
至 令和8年3月31日

四 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

五 契約保証金 請負代金の10分の1

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
氏 名 契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中 村 祐 輔 印

受 注 者 住 所
氏 名

印

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十営業日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付。
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証。
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第四項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の一以上としなければならない。
 - 3 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- 第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
 - 二 主任技術者又は監理技術者
 - 三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に

報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整

備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。

- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認

めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に

規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とす

る。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第三十二条 受注者は、前条第二項(同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に

請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第一項の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（部分使用）

第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第三十四条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の四以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第一項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の二以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する
- 4 受注者は、前項に中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の四（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十六条まで、第四十条及び第四十九条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の五（第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第三十七条又は第三十八

条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を総額した場合において、増額後の請負代金が減額前の請負代金以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金の十分の五) 第三項の規定により中間前払金の支払を受けているときは十分の六) の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法に関する法律第八条の規定により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第三十五条 受注者は、前条第五項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第三十六条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第三十七条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（第十三条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項から第七項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中四回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第一項の請負代金相当額 \times (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)
- 7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十八条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十一条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第三十二条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第三十二条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第三十九条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十七条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第四十条 受注者は、発注者が第三十四条、第三十七条又は第三十八条において準用される第三十二条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは

必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第四十一条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十二条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三パーセントの割合で計算した額とする。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第四十三条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 契約不適合に係る債務
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第四十四条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十九条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第一項第一号から第五号までの規定により、この契約が解除された場合において、第

四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第四十五条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第四十六条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が六月を超えるとときは、六月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第四十七条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十四条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第三十七条及び第四十一条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第四十七条の規定によるにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前二条の規定によるにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十七条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第四十八条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第七条若しくは同法第八条の二（同法第八条第一号又は第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは同法第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第四十九条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の百分の十に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条又は同法第八条の二（同法第八条第一号若しくは第二号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第九十六条の六若しくは同法第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
 - 3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第五十条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任期間等）

- 第五十一条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十一条第四項又は第五項（第三十八条においてこれらの規程を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた後、当該目的物に契約不適合を発見した際には、速やかに業者に通知を行い、一年が経過する日まで、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求、又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。
- 2 前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 3 発注者は、第一項の請求等を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第五十二条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第五十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

- 第五十四条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第五十五条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第五十六条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工事名 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事

工事場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター

令和7年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

令和7年 月 日

発注者 契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 印

受注者

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和7年6月25日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名



(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店		
	代表取締役 △△ △△		
代 理 人	〇〇 〇〇 印		
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都〇〇〇〇〇〇〇〇		
氏 名	株式会社 □□□□		
	代表取締役 △△ △△		
復代理人	〇〇 〇〇 印		

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

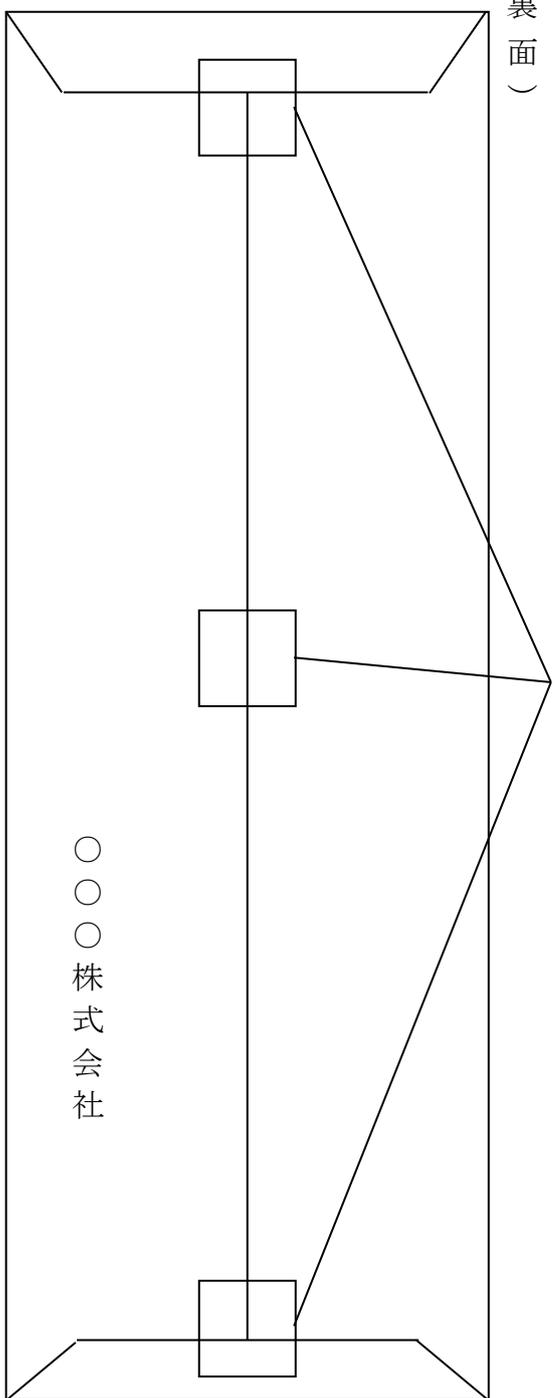
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名：霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年6月27日開札 件名「霊長類医科学研究センター第5棟解体工事1式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	霊長類医科学研究センター第5棟解体工事 1式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をもても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございます。